

平成30年第2回

長万部町議会臨時会会議録

平成30年 5月11日 開会

平成30年 5月11日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

平成30年 5月11日（金曜日）第1号

○招集年月日	1 頁
○招集の場所	1 頁
○開 議 日 時	1 頁
○応 招 議 員	1 頁
○不応招議員	1 頁
○出 席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	1 頁
○議 事 日 程	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	3 頁
○諸般の報告	3 頁
○会議録署名議員の指名	3 頁
○会期の決定	3 頁
○承認第1号 専決処分の承認について （長万部町税条例等の一部を改正する条例）	3 頁
○承認第2号 専決処分の承認について （長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	6 頁
○承認第3号 専決処分の承認について （平成29年度長万部町一般会計補正予算（第14号））	7 頁
○議案第1号 工事請負契約の締結について （国縫振興会館等建替工事（建築主体））	9 頁
○議案第2号 建設工事委託に関する協定締結について （長万部町公共下水道汚水処理施設共同整備事業の建設工事業務）	10 頁
○議案第3号 平成30年度長万部町一般会計補正予算（第1号）	11 頁
○閉 会 宣 告	12 頁

平成30年第2回長万部町議会臨時会（第1日目）

◎招集年月日 平成30年 5月11日（金）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 平成30年 5月11日（金） 午前10時00分

◎応招議員（10名）

1番	北川佳嗣	6番	大谷敏弥
2番	長崎厚	7番	村川毅
3番	辻紀樹	8番	角健
4番	高森功治	9番	柏倉恵里子
5番	橋本收司	10番	辻義雄

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	木幡正志	町民課長	佐藤剛
副町	長	佐々木伸也	産業振興課長	対馬政宏
総務課	長	本前武広	建設課長	神野隆之
税務課	長	中山裕幸	水道ガス課長	中里博也

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	豊嶋慎一
議事係	長	増田理恵
議事係		岡田幸

◎議事日程

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認について
(長万部町税条例等の一部を改正する条例) |
| 日程第 4 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認について
(長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) |
| 日程第 5 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認について
(平成29年度長万部町一般会計補正予算 (第14号)) |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 工事請負契約の締結について
(国縫振興会館等建替工事 (建築主体)) |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 建設工事委託に関する協定締結について
(長万部町公共下水道汚水処理施設共同整備事業の建設工事業務) |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 平成30年度長万部町一般会計補正予算 (第 1 号) |
-

◎開会・開議宣告・議事日程

10時00分 開会

○議長（辻義雄） ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回長万部町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

豊嶋事務局長。

○議会事務局長（豊嶋慎一） 諸般の報告をいたします。

監査委員から2月分、3月分の出納検査報告書が提出されましたので、また、山越郡衛生処理組合議会議員からは会議結果報告書が提出されましたので、それぞれお手元に配付いたしました。

次に、本臨時会に議案等の説明のため、あらかじめ町長および委任または嘱託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辻義雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番高森議員、5番橋本議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（辻義雄） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎承認第1号 専決処分の承認について

（長万部町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（辻義雄） 日程第3、承認第1号専決処分の承認について（長万部町税条例等の一部を改正する条例）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中山税務課長。

○税務課長（中山裕幸） ただいま上程されました、承認第１号専決処分の承認について、内容をご説明申し上げます。

専決処分しました事項は、長万部町税条例等の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部を改正する政令が平成３０年３月に公布され、４月１日から施行されたことに伴い、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、平成３０年３月３０日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定による議会の承認をお願いするものであります。

今回の改正は、主に町民税非課税措置の所得要件引上げ、わがまち特例の追加など、また、製造たばこ区分の新設や税率の変更など。そのほか税制改正に伴う条文整備や文言、表現の整理などを行うものであります。議案には１頁から５１頁までの新旧対照表と、１頁から５頁までの一部改正の概要を添付いたしました。改正内容は１頁から５頁までの一部改正の概要によりご説明いたします。

１頁をご覧ください。はじめに第１条による改正についてご説明いたします。第２０条は年あたりの割合の基礎となる日数で、第４８条および第５２条の改正に伴う所要の規定の整備を行うものであります。

第２３条は町民税の納税義務者等で、所要の規定の整備および人格のない社団等について、電子申告義務化に係る規定を適用しないこととするものであります。

第２４条は個人の町民税の非課税の範囲で、障がい者、未成年者、寡婦および寡夫に対する非課税措置の所得要件引上げに伴う改正と、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備および均等割、非課税限度額の引上げを行うものであります。

第３１条は均等割の税率で、法律改正に合わせて所要の規定の整備を行うものであります。

第３４条の２は所得控除で、基礎控除額に所得要件を創設する改正であります。

第３４条の６は調整控除で、調整控除額に所得要件を創設する改正であります。

第３６条の２は町民税の申告で、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しおよび規定の整備を行うものであります。

第４７条の３は特別徴収義務者で、法律改正に合わせて規定の整備を行うものであります。

２頁をご覧ください。第４７条の５は年金所得に係る仮特別徴収税額等で、法律改正に合わせて規定の整備を行うものであります。

第４８条は法人の町民税の申告納付で、控除すべき額を法人税割額から控除することについて規定したもので、その他所要の規定の整備を行うものであります。

第５２条は法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金で、納期限の延長の場合の延滞金について、法律改正に合わせて規定整備を行うものであります。

第５４条は固定資産税の納税義務者等で、省令改正に合わせて規定の整備を行うものであります。

第９２条は製造たばこの区分で、法律改正に合わせて製造たばこの区分を新たに創設するものであります。

第９２条の２は町たばこ税の納税義務者等で、条例の条ずれによる改正に合わせて規定の整備を行うものであります。

第９３条の２は製造たばこことみなす場合で、法規定の新設に合わせて新設し、規定の整備を行うものであります。

第９４条はたばこ税の課税標準で、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について等の規定の整備を行うものであります。

第95条はたばこ税の税率で、たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるものであります。

3頁をご覧ください。第96条はたばこ税の課税免除で、第92条の条ずれに伴う措置で、改正に合わせて規定の整備を行うものであります。

第98条はたばこ税の申告納付の手続きで、第94条において定義語を置いたことによる規定の整備を行うものであります。

附則第3条の2は延滞金の割合等の特例で、第48条および第52条の改正に伴う所要の規定の整備を行うものであります。

附則第4条は納期限の延長に係る延滞金の特例で、第52条の改正に伴う所要の規定の整備を行うものであります。

附則第5条は個人の町民税の所得割の非課税の範囲等で、所得割非課税限度額の引上げによる規定の整備を行うものであります。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合で、法律改正に合わせて改正および条例の項ずれによる改正により規定の整備を行うものであります。

附則第10条の3は新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、政令改正等および法規定の新設に合わせて規定の整備を行うものであります。

4頁をご覧ください。附則第11条は、土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの、各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義で、規定整備を行うものであります。

附則第11条の2は、平成31年度または平成32年度における土地の価格の特例で、法律改正に合わせて規定の整備を行うものであります。

附則第12条は宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例で、法律改正に合わせて規定整備を行うものであります。

附則第13条は農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例で、法律改正に合わせて規定整備を行うものであります。

附則第15条は特別土地保有税の課税の特例で、法律改正に合わせて規定整備を行うものであります。

附則第17条の2は優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、租税特別措置法の改正に伴う条ずれ対応のため規定整備を行うものであります。

5頁をご覧ください。第2条から第5条による改正についてご説明いたします。第93条の2は製造たばことみなす場合で、製造たばことみなす場合の規定の整備を行うものであります。

第94条はたばこ税の課税標準で、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について等の規定の整備を行うものであります。

第95条はたばこ税の税率で、たばこ税の税率を3段階で引上げるものであります。

次に、第6条による改正についてご説明いたします。附則第5条は町たばこ税に関する経過措置で、紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用するもので、法律改正に合わせて規定の整備を行うものであります。

附則第1条は施行期日で、この条例は平成30年4月1日から施行し、各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するという規定であります。経過措置は町民税、固定資産税、町たばこ税、

手持品課税に係る町たばこ税をそれぞれ規定するものであります。

以上がただいま上程されました、承認第1号長万部町税条例等の一部を改正する条例の内容であります。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

長崎議員。

○議員（2番 長崎厚） 1頁の24条、個人の町民税非課税の範囲。この中の控除対象配偶者の定義変更。この伴う規定なんですけど、同一生計配偶者に改めるということが定義変更なのか、その内容をちょっと説明いただけますか。

○議長（辻義雄） 中山税務課長。

○税務課長（中山裕幸） 第24条の関係ですけども、これは個人の町民税の非課税の範囲ということで。この中身ですけども、税の方の平成29年度ベースで考えますと、新たにこの件で税の影響を受けるという方は、寡婦、この内容ですね、寡婦が3件、それから障がい者11件ということで、トータルでいくと14件、16万6,100円。こういう方々が対象になるということで、なってます。今計算いたしますとそういう形になってます。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第2号 専決処分の承認について

（長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（辻義雄） 日程第4、承認第2号専決処分の承認について（長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中山税務課長。

○税務課長（中山裕幸） ただいま上程されました、承認第2号専決処分の承認について、内容をご説明申し上げます。

専決処分しました事項は、長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。このたび国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年3月30日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の改正は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象である世帯の軽減判定所得の引上措置を行うものであります。改正

内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文、右欄が現行条文、下線部分が改正する部分であります。

第23条は国民健康保険税の減額で、第23条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改めるものであります。これは被保険者均等割額および世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を5,000円増額の27万5,000円とし、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を1万円増額の50万円とするものであります。

2頁をご覧ください。附則第1条は施行期日で、平成30年4月1日から施行するものであります。第2条は適用区分で、改正後の長万部町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度までの分は従前の例によるものというものであります。

以上がただいま上程されました、承認第2号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容であります。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第3号 専決処分の承認について

（平成29年度長万部町一般会計補正予算（第14号））

○議長（辻義雄） 日程第5、承認第3号専決処分の承認について（平成29年度長万部町一般会計補正予算（第14号））の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、承認第3号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は平成29年度長万部町一般会計補正予算（第14号）であります。地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

専決処分いたしました補正予算（第14号）は、本年第1回町議会定例会の一般会計補正予算（第12号）の説明の中で、譲与税等の最終決定は年度末ギリギリになることから、例年どおり専決処分をせざるを得ない旨ご説明したところであります。このたび最終決定がありましたので、専決処分をいたしました。今回の補正額は歳入歳出にそれぞれ1億4,950万7,000円を追加し、補正後の予算総額を53億927万円とするものであります。予算内容は補正予算書に添付しており

まず概要により、歳入からご説明いたします。

地方譲与税は94万8,000円の追加で、内訳は地方揮発油譲与税が81万9,000円の追加、自動車重量譲与税が12万9,000円の追加であります。利子割交付金は59万6,000円の追加、配当割交付金は62万円の追加、株式等譲渡所得割交付金は69万7,000円の追加であります。地方消費税交付金は1,098万2,000円の追加、自動車取得税交付金は637万円の追加、地方交付税の特別交付税は1億2,929万4,000円の追加であります。

次に歳出についてご説明いたします。総務費、一般管理費、積立金1億4,950万7,000円の追加は、今回の補正で生じた財源を、今年度以降の財源調整のため財政調整基金に積立するものであります。この積立をしたあとの平成29年度末の当基金残高見込額は、13億3,522万4,000円となります。

以上がただいま上程されました、平成29年度長万部町一般会計補正予算（第14号）の内容であります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。4頁から6頁です。ありませんか。

長崎議員。

○議員（2番 長崎厚） 5頁、地方交付税、特別交付税1億2,929万4,000円。これには昨年のアグリビジネスの1億の、町出費の5,000万円、60%と9月の時点では聞いてたんですけど、それは入ってるんですか。もし入ってるのであれば、幾らか、金額決まってるんなら、分かるんなら教えていただきたい。

○議長（辻義雄） 本前総務課長。

○総務課長（本前武広） 手元にただいまちょっと資料がないもので、金額まではちょっと今お答えできないんですけども、交付税措置としては算入はされております。

○議長（辻義雄） 長崎議員。

○議員（2番 長崎厚） 6月の時点では8割交付されるって説明あったんですが、9月には6割。これどっちなんですか。5,000万円の例えば、8掛けでしたら4,000万円くらいあれですよね。9月に聞いたときには6割と聞いてたんです。どっちが正確なんですか。

○議長（辻義雄） 本前総務課長。

○総務課長（本前武広） 大変申し訳ありません。ただいまちょっと手元に資料がないもので、はっきりした金額はお答えできませんが、この事業費の内容によって、額は当然変わってまいります。

○議長（辻義雄） 長崎議員。

○議員（2番 長崎厚） 3問で終わりなんで、2問については金額は幾らかということなんで、それが聞けないと、この質問の意味がないんで。もしすぐ調べれるのであれば、調べて報告をいただきたいと。

○議長（辻義雄） 休憩します。

10時24分 休憩

10時34分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） 大変貴重な時間をいただきありがとうございます。ただいまご質問ありました、交付税算入額、特別交付税算入額につきましては、1,820万6,000円でございます。

交付税算入率は８割、８０％でございます。

○議長（辻義雄） 長崎議員。

○議員（２番 長崎厚） 町の負担の５,０００万円に対しての交付税割合なんでしょうか。

○議長（辻義雄） 本前総務課長。

○総務課長（本前武広） 特別交付税の対象となるのは、事業費のうちのソフト分でございます、ソフト分５,４００万円のうちの２分の１、それから普通交付税が算入になりますので、普通交付税を控除したのちの金額の８割が１,８２０万６,０００円ということでございます。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第１号 工事請負契約の締結について

（国縫振興会館等建替工事（建築主体））

○議長（辻義雄） 日程第６、議案第１号工事請負契約の締結について（国縫振興会館等建替工事（建築主体））の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

神野建設課長。

○建設課長（神野隆之） ただいま上程されました、議案第１号工事請負契約の締結について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの工事請負契約の締結の提案理由は、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、５,０００万円以上の工事請負契約をする場合は、議会の議決を得なければならないこととされており、提案するものであります。提案の内容につきましては、議案の中の表でお示ししております。

契約の目的は、国縫振興会館等建替工事（建築主体）であります。工事内容は、老朽化した国縫振興会館の建替工事および併せて同じく老朽化した国縫消防分団機械器具置場を同会館に併設させる形での建替整備を行うものであります。この工事の主な概要につきましては、別紙資料の国縫振興会館等建替工事概要１によりご説明申し上げます。

工事場所は長万部町字国縫３７番地の１の一部、敷地面積は１,６３６.６１㎡、構造は木造平屋建、延床面積は３６８.９２㎡、うち会館部分２７７㎡、消防分団部分９１.９２㎡であります。建物および駐車場等の配置につきましては、配置図にお示ししているとおりであります。

資料２頁目、国縫振興会館等建替工事概要２をご覧ください。各部屋の配置につきましては、資料の平面図にありますとおり、平面図左側の会館部分には大広間、和室３室、収納庫、事務室、トイレ、玄関、廊下、調理室、備蓄庫、掃除収納用具庫を配置し、平面図右側の消防分団部分には会議室、車庫、収納庫、玄関、ホール、トイレを配置いたします。なお、各室の床面積につきましては

は、下欄の各室面積表にそれぞれ記載のとおりであります。

議案をご覧ください。去る4月24日、指名業者9社で入札を執行したところ、議案のとおり落札いたしました。契約金額は6,839万6,400円。契約の相手方は、山越郡長万部町字長万部182番地、株式会社山本組代表取締役山本豊次であります。また、この工期は平成30年11月30日までとなっております。なお落札率につきましては83.2%であります。

以上が議案第1号、工事請負契約の締結についての提案理由と内容の説明であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

辻議員。

○議員（3番 辻紀樹） 4,000万円以上の工事ということで議決ということなんですが、4,000万円以下の、6,000万円以下の工事で、契約が同時期に行われたものがあるのであれば、契約先で結構ですから回答していただければ、お答え願いたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（辻義雄） 神野建設課長。

○建設課長（神野隆之） お答え申し上げます。この工事に付帯いたしまして、他の工事ということでございます。まず機械設備関係、これの落札者が佐々木配管。電気設備関係が明和電設。外構整備につきましては山本組。そして監理業務で山田総合設計となっております。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第2号 建設工事委託に関する協定締結について

（長万部町公共下水道汚水処理施設共同整備事業の建設工事業務）

○議長（辻義雄） 日程第7、議案第2号建設工事委託に関する協定締結について（長万部町公共下水道汚水処理施設共同整備事業の建設工事業務）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第2号建設工事委託に関する協定締結につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの協定締結につきましては、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に準じて、契約額が5,000万円以上となるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。目的、内容につきましては、議案の中の表で示してあります

とおり、長万部町公共下水道汚水処理施設共同整備事業の建設工事業務でございます。契約金額は7億3,200万円で、契約の相手方は、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団理事長辻原俊博であります。なお建設工事の完成期限は平成32年3月31日までとなっております。

以上がただいま上程されました、議案第2号建設工事委託に関する協定締結についての提案理由とその内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第3号 平成30年度長万部町一般会計補正予算（第1号）

○議長（辻義雄） 日程第8、議案第3号平成30年度長万部町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第3号平成30年度長万部町一般会計補正予算（第1号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正額は歳入歳出にそれぞれ3,724万円を追加し、補正後の予算総額を47億124万円とするものであります。内容は補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

農林水産業費は3,724万円の追加であります。林業振興費、委託料750万円の追加は知来林業専用道調査設計委託。工事請負費2,950万円の追加は知来林業専用道新設工事で、北海道の補助事業として実施する、延長1,300メートルの林業専用道の新設費用の計上であります。

歳入では14道支出金、農林水産業費道補助金、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業で、歳出同額の3,700万円を計上いたしました。負担金・補助及び交付金24万円の追加は森林認証負担金で、2020年に開催予定の東京五輪を契機に、認証材がより一般的に流通することが予想され、計画的に供給体制を整備する必要があることから、森林管理認証としての函館森林認証を道南一帯で取得するための負担金を計上するものであります。

次に歳入についてご説明いたします。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

17繰入金、財政調整基金繰入金は24万円の追加で、今回の補正で不足する財源を当基金から取崩し収支の均衡を図るものであります。この基金取崩し後の当基金残高見込額は9億6,610万9,000円となります。

以上がただいま上程されました、平成30年度長万部町一般会計補正予算（第1号）の内容であ

ります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁です。ありませんか。

長崎議員。

○議員（2番 長崎厚） 3頁の歳出の19番、負担金・補助及び交付金。今説明していただいたんですが、北海道地区の方の、これから取っていくっていう話なんですが、これから長万部町、また近隣町村で、認証を受けるという予定は聞いていらっしゃるんですか。

○議長（辻義雄） 対馬産業振興課長。

○産業振興課長（対馬政宏） このたびの部分については函館森林認証協議会という形で、森林を管理する部分で23団体、加工する団体で32団体。長万部町の段階では間伐材、主伐材を提出して、加工したものが認証となりますので、特に長万部町で単独で認証を受けるものではございません。以上です。

○議長（辻義雄） 長崎議員いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（辻義雄） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。これにて平成30年第2回長万部町議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。

10時49分 閉会
